

第7期推進会議の進め方について

第7期推進会議 協議事項（案）

- (1) 条例の適切な運用について
- (2) 条例の普及について

越谷市自治基本条例推進会議設置条例（抜粋）

第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 自治基本条例の適切な運用に関する事項
- (2) 自治基本条例の普及に関する事項
- (3) 自治基本条例の見直しに関する事項

2 推進会議は、前項各号の事項について、市長に意見を述べることができる。

参考1 第6期推進会議 報告書より抜粋

Ⅱ 第6期推進会議の協議経過～条例の適切な運用に関して～

2 「指標及び報告事項」を用いるにあたっての課題

- 課題 ・ 条例との直接的な因果関係を把握することが難しい指標
 ・ 指標の項目数が約60と多く、雑然としている
 ・ 市の事業や取組みに係る行政評価に似た作業となっている

Ⅲ 条例の適切な運用に係る検証方法の整備・構築について（提言）

自治の基本原則（参加・協働・情報共有）について、以下の新しい枠組みによる検証を行うことを提言する。

新たな検証の枠組み

1 条例の運用に関する指標による検証（現検証方法の見直し）

指標を用いて、条例が適切に運用、遵守されているか、自治のまちづくりを脅かすリスクがないか検証する。

指標は、現在のものをベースに絞り込み、整理した。

（参加9項目、協働9項目、情報共有5項目の計23項目）

2 事業等のプロセスによる検証（新設）

市が策定した計画、実施した事業から新しいものや、比較的予算額の大きいものを選定し、その過程において条例の理念や規定が遵守、運用されていたか検証する。

参考2 令和4年度スケジュール例

会議	日程	議事等
第2回	令和4年7月	・ 条例の適切な運用について （条例の運用に関する指標による検証）
第3回	令和4年10月	・ 条例の普及について ・ 条例の適切な運用について （事業等のプロセスによる検証（準備））
第4回	令和5年2月	・ 条例の適切な運用について （事業等のプロセスによる検証（実施））